

令和6年度版

紀の川市 新規就農者向け資料

《 主な支援策一覧 》

紀の川市農業振興課

目次

1. 就農研修のための支援

- ・新規就農者育成総合対策「就農準備資金」(国)
- ・紀の川市親元就農助成金(市)

2. 経営開始のための支援

- ・新規就農者育成総合対策「経営開始資金」(国)
- ・経営発展支援事業(国)

3. 経営発展のための支援

- ・青年等就農資金(日本政策金融公庫)
- ・紀の川市ハウス整備支援事業補助金(市)
- ・紀の川市農業経営管理合理化推進事業補助金(市)
- ・野菜花き産地強化事業(県)
- ・次世代につなぐ果樹産地づくり事業(県)

4. その他支援制度

- ・紀の川市6次産業化支援事業(市)
- ・紀の川市有害獣被害防止対策事業(市)
- ・経営所得安定対策事業(国)
- ・紀の川市生活営農資金利子補給金(市)
- ・紀の川市クビアカツヤカミキリ防除対策事業(市)
- ・モモせん孔細菌病対策事業補助金(市)

5. 認定制度

- ・青年等就農計画(認定新規就農者)制度

6. 農地を確保したい

- ・農地中間管理機構

7. 研修機関

- ・県認定の研修機関

8. 移住定住の支援

- ・紀の川市の移住定住制度

9. 相談窓口・情報サイト

1. 就農研修のための支援

新規就農者育成総合対策「就農準備資金」（国事業）

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関などにおいて研修を受ける者に対して、就農準備資金を交付します。

【交付対象者】 **都道府県が認める研修機関**で研修を受ける方で、要件を全て満たす方が対象です。

【主な交付要件】

- ① 就農予定時に50歳未満の者で、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農する方
- ② 前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が原則600万円以下の方
- ③ 常勤（週35時間以上で継続的に労働するもの）の雇用契約を締結していない方
- ④ 概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受ける方

【交付額】 **150万円/年**（最長2年間）

【問合せ先】 那賀振興局農林水産振興課 ※交付に当たっては審査（書類・面接等）があります。

紀の川市親元就農助成金（市事業）

親（認定農業者等）の後継者となる親元就農者に対し、就農（継承）前の必要な技術等を習得するために、親元での研修を後押しする助成金を交付します。

【交付対象者】 要件を全て満たす方で、親元就農計画を作成し紀の川市の認定を受けた方が対象です。

【主な交付要件】

- ① 市内に住所を有し、かつ市内で農業経営を行う親（認定農業者等）の後継者となる方
- ② 18歳以上50歳未満で、研修開始から3年以内かつ6か月以上親元で農業に専従している方
- ③ 前年の所得が200万円未満の方
- ④ 生計のリスクを負って親元就農した方
- ⑤ 経営継承後は、自らが認定農業者となること

【交付額】 **60万円/年**（最大2年間）

【申請時期】 7月・1月（予定） ※交付に当たっては審査委員会での審査（書類又は面接）があります。

2. 経営開始のための支援

新規就農者育成総合対策「経営開始資金」（国事業）

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付します。

【交付対象者】 農業を始めてから経営が安定するまでの方で、要件を全て満たす方が対象です。

【主な交付要件】

- ① 独立・自営就農時の年齢が50歳未満である方
- ② 紀の川市より青年等就農計画の認定（**認定新規就農者**）を受けた方
- ③ 主要な農業機械・施設を所有し、又は借りている方
- ④ 前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）全体所得が原則600万円以下の方

【交付額】 **150万円/年**（最長3年間）

【採択基準】 新規作物の導入等リスクのある取組を行うと認められる方

【申請時期】 7月・1月予定（国よりの予算配当の有無により申請受付が無い場合があります）

※交付に当たっては審査委員会での審査（書類・面接）があります。

【問合わせ先】 紀の川市農業振興課

経営発展支援事業（国事業）

就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

【主な対象者】 独立・自営就農時の50歳未満で**事業実施年度又は前年度に農業経営を開始した認定農業者**

【補助率】 **都道府県支援分の2倍を国が支援**（例：国1/2 県1/4 本人1/4）※本人負担分は融資必須

【支援額】 **補助対象事業費上限1,000万円（「経営開始資金」と併用：上限500万円）**※他助成事業との重複不可

【対象経費】 50万円以上の機械・施設等の取得、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、農地等の造成、等

【問合せ先】 紀の川市農業振興課

※採択には審査があります。（いわゆるポイント制で、全国でポイントの高い方から採択）

3. 経営発展のための支援

青年等就農資金（日本政策金融公庫）

青年等就農計画に即して農業経営を開始するために行う機械・施設の購入等に必要な資金を無利子で貸し付ける制度です。

【交付対象者】 紀の川市より青年等就農計画の認定（**認定新規就農者**）を受けた方。

【資金の使い道】

青年等就農計画の達成に必要な次の資金

- ① 施設・機械（農業生産用の施設・機械の他、農産物加工施設や販売施設も対象）
- ② 果樹・家畜等（家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植の他、それぞれの育成費も対象）
- ③ 賃借料などの一括支払い（農地の賃借料や施設・機械のリース代など）※農地の取得費用は対象外

【貸付限度額、利率（年）】 **3,700万円、無利子**

【返済期間】 17年以内（うち据置期間5年以内）

【担保・保証人】 担保：原則として融資対象物のみ 保証人：原則として個人の場合は不要

【問合せ先】 日本政策金融公庫

その他の支援制度・融資制度

- ・ 経営体育成支援事業（国）

融資を受け農業機械・施設を導入して経営発展に取り組む場合に、その一部を助成する事業

- ・ 農業近代化資金（JA）

施設・機械の整備、果樹の植栽又は育成等に必要な資金を融資する制度

- ・ 経営体育成強化資金（日本政策金融公庫）

農地等の取得・改良、施設・機械の取得等に必要な資金を長期融資する制度

3. 経営発展のための支援

紀の川市ハウス整備支援事業補助金（市事業）

ハウス整備に係る経費の一部に対し、補助金を交付します。

【交付対象者】

和歌山県の「野菜花き産地強化事業」及び「次世代につなぐ果樹産地づくり事業」のハウス整備に係る補助を受けた方で、紀の川市に住所を有し、紀の川市で農業経営を行っている方

【補助対象経費・補助額】

補助対象経費：県事業に採択されたハウスに係る資材費及び施工費

補助率：対象経費の6分の1以内（上限あり）※県補助は対象経費の3分の1以内

（青年等就農計画の認定を受けている方（認定新規就農者）は対象経費の3分の1以内）

紀の川市農業経営管理合理化推進事業補助金（市事業）

農機等を購入する際の費用の一部に対し、補助金を交付します。

【交付対象者】 認定農業者、及び**認定新規就農者**

【補助対象事業・補助率等】

補助対象事業：農業用機械、農業用設備、スマート農業用機械の購入に係る費用

補助率：対象経費の3分の1以内（上限30万円）

【備考】

1年度内に1度限りとし、単年度で完了すること。

事業費50万円（税込）以上であること。

汎用性が高いものは対象外。他の補助金との重複不可。

3. 経営発展のための支援

野菜花き産地強化事業（県事業）

ハウスの制御システムやスマート農業の導入、災害に強い施設園芸用ハウスの整備等を総合的に支援します。

【交付対象者】 農業者、出荷団体、JA、協議会等

【補助対象事業】

- ・ スマート農機等の導入（省力化機械、予冷・冷蔵庫、環境負荷低減につながる機械設備など）
- ・ 施設園芸のD X（ICT等の新技術を使った機械設備、生産性の向上に繋がる機械設備など）
- ・ ハウスの高度化（耐風性ハウス、大暑性ハウス、育苗ハウスなど）
- ・ 推進事業（モデル実証園の設置、野菜花きのP R対策、新戦略商品の開発など）

【補助限度額・補助率】 **上 限：1,000万円（ITCの活用、ハウスの高度化を含む場合1,500万円）**

補助率：3分の1以内（推進事業は2分の1以内）

【問合せ先】 那賀振興局農業水産振興課

次世代につなぐ果樹産地づくり事業（県事業）

働きやすい園地づくりや高品質果実の生産を推進するためのスマート農機や新技術の導入を支援します。

【交付対象者】 農業者、出荷団体、JA、協議会等

【補助対象】

- ・ 超省力化栽培の推進（スマート農業の導入、作業受託機器の導入）
- ・ 戦略品種の早期産地化（戦略品種への改植・高接）
- ・ 生産基盤の強化（品質保持のための貯蔵施設、小規模園地整備、集出荷施設などの流通施設など）
- ・ 推進事業（実証ほの設置、栽培技術研修会の開催、戦略果実の増産・販路開拓、機能性などの調査研究P Rなど）

【補助限度額・補助率】 **上 限：1,200万円（流通施設又はハウスの高度化を含む場合2,000万円）**

補助率：3分の1以内（推進事業は2分の1以内）

【問合せ先】 那賀振興局農業水産振興課

4. その他支援制度

紀の川市 6 次産業化支援事業（市事業）

市内の農業者、地元農産物の加工販売業者が、6 次産業化のための事業を実施する際に、その対象経費に対して補助金を交付します。

【交付対象・補助額】

- ・商品開発 **対象経費の2分の1**（上限50万円）
- ・販路開拓 **対象経費の全額**（上限50万円）※物産展などへの出展負担金のみ
- ・アドバイザー派遣 **対象経費の2分の1**（上限30万円）

紀の川市有害獣被害防止対策事業（市事業）

野生鳥獣による農作物被害を防止するため、防護柵等を設置する農業者に対し、補助金を交付します。

【交付対象】 紀の川市内設置する防護柵の資材等の購入費及び設置に要する経費

【交付額】 **対象経費の3分の1**（上限15万円）

【問合せ先】 紀の川市役所林務課（0736-79-3927）

経営所得安定対策事業（国事業）

1. 水田活用の直接支払交付金

水田で対象作物を生産する農業者に対して交付金を交付します。

【交付対象者】 転作を行った農業者（販売目的）

- 【交付対象】 ・戦略作物助成：麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米
・産地交付金：地域振興作物（野菜、花き・花木、果樹[新植]など）

※補助額は毎年変更となるため記載していません。詳しくはお問い合わせください。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

農業者の米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填します。

4. その他支援制度

紀の川市生活営農資金利子補給金（市事業）

農林漁業者の生活向上のため、国などの融資制度の対象外で農協などの融資機関が貸し付ける施設資金などに、県・市・農協が利子補給を行うことで長期かつ低利な融資を行う件独自制度です。

【補給期間】 県要綱で定められた期間の範囲内

【市の補給率】 利子**2.5%**（県補給率の半分、資金の種類などにより変動あり）

紀の川市クビアカツヤカミキリ防除対策事業（市事業）

全国で急増しているクビアカツヤカミキリの被害樹に対して防除対策を行った農業者に補助金を交付します。

【交付要件】 和歌山県病虫害防除対策事業に採択された市内農地の防除対策を施した被害樹

【交付内容】 ネット被覆：2,000円／1本

伐採・根覆い：20,000円／1本

伐採・伐根：30,000円／1本

※和歌山県病虫害防除対策事業と同額

モモせん孔細菌病対策事業補助金（市事業）

モモせん孔細菌病対策のために防風ネットを設置した農業者に補助金を交付します。

【交付要件】 次世代につなぐ果樹産地づくり事業に採択された市内園地の防風ネットの導入事業

【交付対象】 防風ネットの導入に係る資材費及び請負工事費

【補助額】 **対象経費の6分の1以内**（1,000円未満切捨て／1園地につき上限15万円）

※県補助は対象経費の3分の1

5. 認定制度

青年等就農計画（認定新規就農者）制度

■ 青年等就農計画（認定新規就農者）制度とは

新たに農業経営を始める方が農業経営の基礎を確立しようとする計画を市町村が審査・認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

■ 認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等が自らの農業経営の目標とその達成のための取組内容を記載した「青年等就農計画」を紀の川市に申請し、審査を受けてください。

※紀の川市では、審査・認定を年4回予定しています。

**※ご相談や申請の際は、必ず担当者と事前に日程調整
のうえお越しください。**

認定日	申請日（締切日）
4月1日	3月1日（2月15日）
7月1日	6月1日（5月15日）
10月1日	9月1日（8月15日）
1月4日	12月1日（11月15日）

◇ 認定の基準

1. 計画が紀の川市の基本構想に照らして適切なものであること。
2. 計画の達成される見込みがあること。

◇ 紀の川市の基本構想の水準（抜粋）

年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり320万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとします。

◇ 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等で、農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない、以下に当てはまる方

1. 青年（原則18歳以上45歳未満）※経営開始時点の年齢
2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）※経営開始時点の年齢
3. 上記の者が役員の過半数を占める法人※登記日における役員の年齢

6. 農地を確保したい

農地中間管理機構（和歌山県農業公社）

・農地中間管理事業

農地バンクの役割を担う農地中間管理機構が規模縮小や離農しようとする農家の農地を借り受け、農業経営の規模を拡大したい農家や今後農業を始めたい新規就農者に貸し付ける事業です。

紀の川市内で農地を借りたい場合、JA紀の里営農部へお問い合わせください。

JA紀の里 営農部 TEL 0736-77-0810

農業を始めるには農地が必要ですが、農地を購入することは金銭的や面積要件的に困難な場合が多く、新規参入の場合は貸し借りにより営農を開始するのが一般的です。農地が運良く見つかる事もありますが、多くの方は就農開始時期までにいくつか候補地を探し、立地条件（日照、水利、土質、農道等）を勘案してきめていきます。また、農地中間管理機構に借受申請を行うだけでは、希望する条件に合致した農地を確保することは難しく、知り合いの方や研修先の農家などにも相談し、人の繋がりの中で確保していくことも大切です。なお、借地で安心して営農を継続するためにも、農地の貸し借りは農業委員会や農地中間管理機構において法律に基づいた手続きを行うことが必要です。（補助金等の申請をする場合にも法的な手続きを行っていない場合は対象になりません。）

※紀の川市では一部の地域を除き農地面積が50aからでないで購入することはできません

例) × 農地を持っていない人が10aの農地を買う ○ 40aの農地を借りている人が、10aの農地を買う

・和歌山版有休農地リフォーム化事業

農地中間管理機構を通じて遊休状態にある農地の貸借や売買を行う場合、その解消や修復に必要な経費を定額で支援する事業です。※事業の採択には審査があります。

【交付対象】 認定農業者、認定新規就農者、農業士等

【支援内容】 ①遊休農地の解消に要する支援 **10a当たり100,000～300,000円**（農地属性、傾斜度等により金額が変わります）

②遊休農地の修復に要する支援 **1mもしくは1㎡あたり2,000～20,000円**（上限あり）

7. 研修機関

県認定の研修機関

和歌山県から認定を受けた研修先で研修を行う場合、研修中の支援事業である「新規就農者育成総合対策（就農準備資金）」に申請することができます。（就農支援センターは対象でないコースもあります）

○紀の川新規就農者受入協議会

■ 紀の川アグリカレッジ

イチゴ農家として、紀の川市で就農を目指す方を対象とした研修プログラム。
農業経営において必要な知識が身につくように設計されたカリキュラムとなっています。
生産量県内一位であり、収益性の高い品目である「イチゴ（まりひめ）」を主とした研修で、
稼げる農家になるための実践的な実習研修を行います。
応募方法や時期、体験研修会などの最新情報は特設HPをご覧ください。

【問合せ先】紀の川市農業振興課



紀の川アグリカレッジ

HP→



■ あら川の桃部会 トレーニングファーム

全国的にも有名なブランド桃「あら川の桃」。あら川の桃の担い手の確保と育成のため、研修生を募集しています。

【問合せ先】JA紀の里 営農部

■ 紀ノ川農業協同組合 トレーニングファーム部会「ふたば塾」

紀ノ川農協の新規就農者を育成する専門部会。
栽培品目はトマト、キュウリなどの野菜から、桃、柿、みかんなどの果樹まで
多品目にわたります。募集は随時行っており、体験研修も可能です。

【問合せ先】紀ノ川農協 総務部

HP→



○県の研修機関

■ 和歌山県農林大学校

■ 和歌山県就農支援センター

8. 移住定住の支援

移住定住支援事業（市事業）

○ 紀の川市空き家バンク

空き家の売却又は賃貸を希望する所有者と空き家の購入又は賃借を希望する方とのマッチングを支援する制度です。

※利用には登録が必要です。詳しくは紀の川市空き家バンクのHPをご覧ください。→



○ 紀の川市定住促進支援事業

紀の川市空き家バンクを利用し、市へ移住してきた者や移住を予定している者を対象に、移住にかかる引っ越し費用や、空き家改修費用の一部を支援する制度です。

- ・引っ越し代 補助対象経費の10分の10以内（上限10万円）
- ・改修費用 補助対象経費の3分の2以内（上限60万円）

○ 紀の川市空き家仲介手数料補助金

紀の川市空き家バンク及び和歌山県空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借契約に要する仲介手数料の一部を補助する制度です。（40歳未満の者対象）

- ・売買契約の場合 上限255,000円
- ・賃貸借契約の場合 上限50,000円

○ 紀の川市結婚新生活支援事業補助金

結婚間もない39歳までの夫婦を対象に賃貸借への入居に要する経費を支援する制度です。

対象経費 家賃・敷金・礼金・共益費・賃貸仲介料・引越し} 費用 最大30万円

○ 若者定住促進住宅取得奨励金

紀の川市への定住促進のため、若年層（45歳未満）の住宅取得に対して支援する制度です。

- ・自己の住居の用に供するため、市内に住宅を取得した場合

基礎額：30万円 加算額：児童が1人でもいる場合＋10万円、転入者が1人でもいる場合＋10万円

8. 移住定住の支援

移住定住支援事業（市事業）

○ 紀の川市移住促進支援事業

紀の川市への移住を目的として、住居や仕事を探すために市を訪れる方が、市内にある宿泊施設を利用した場合に、その一部を補助します。

- ・ 宿泊費 大人1人当たり上限3,000円/泊 子ども1人当たり上限1,500円/泊
- ・ 交通費 鉄道：1人当たり上限4,000円（片道） 自動車借上料：1日あたり上限4,000円
高速料金：上限4,000円（片道）

○ 子どもの医療費助成制度

18歳（入院費に限り24歳）までの子どもの保険適用された医療費の自己負担分を全額補助します。

○ 出産・子育てにかかる給付金制度

妊娠・出産した方を対象に「出産応援給付金」「子育て応援給付金」として計10万円を給付
市独自の制度として「赤ちゃん応援給付金」10万円を給付

○ 小・中学校学校給食完全無償化

○ 奨学金返還支援制度

要件を満たした者を対象に、奨学金返還額の2分の1（上限年12万）を補助

- ◆ 移住情報ポータルサイト「Good Life with Kinokawa」
紀の川市の魅力や移住に関する情報を発信するサイトです。
「知る」「暮らす」「働く」「住む」の 카테고리毎に、
紀の川市の移住情報を得ることができます。



8. 移住定住の支援

移住定住支援事業（県事業）

○ 和歌山県移住者農林水産就業補助金

和歌山県外から県内の「移住推進地域」へ移住し、農林水産業に就業する者（移住後3年以内、60歳未満）に対し、機械設備等の購入・賃借・修繕費、消耗品費、委託料等の就業に要する経費を対象に補助する制度です。

- ・対象経費のうち、実支出額又は50万円のいずれか低い額

※その他各種要件あり。

○ 移住推進空き家活用事業補助金

和歌山県外から県内の「移住推進地域」へ移住し、居住用に空き家を活用しようとする者に対し、空き家改修費の一部を補助する制度です。

- ・補助対象経費の3分の2以内（上限80万円）

※わかやま住まいポータルに掲載された空き家物件に限る。

※その他各種要件あり。

◆ 移住推進地域とは

過疎法に基づいて国が過疎地域として指定した市町村（地域）への移住を推進するため和歌山県が指定した地域です。紀の川市では、旧粉河・那賀・桃山町が移住推進地域に該当します。

その他、県や国にも移住定住に関する支援事業があります。

移住定住に関するご相談は「紀の川市 企画部 地域創生課」へお問い合わせください。

9. 相談窓口・情報サイト

◆ 各支援策相談窓口

- ・ 紀の川市役所 農業振興課 紀の川市西大井338 TEL. 0736-79-3902
- ・ 紀の川市役所 林務課 紀の川市西大井338 TEL. 0736-79-3927
- ・ 和歌山県 那賀振興局 農業水産振興課 岩出市高塚209 TEL. 0736-61-0025
- ・ 日本政策金融公庫 和歌山支店 農業水産事業 和歌山市十二番丁58 TEL. 073-423-0644
- ・ 和歌山県農林大学校 就農支援センター 御坊市塩屋町南塩屋724 TEL. 0738-23-3488
- ・ 紀の川市役所 地域創生課 地域創生班 紀の川市西大井338 TEL. 0736-77-5077

◆ 就農情報サイト

- ・ 紀の川市ホームページ内 新規就農者向けページ
<https://www.city.kinokawa.lg.jp/nourinshinko/shinkisyuno.html>
- ・ AGRI-WKAYAMA（和歌山県経営支援課）
<https://agri-wakayama.com>
- ・ 農林水産省 新規就農の促進ページ
https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/